

航空運送事業の安全確保のための基準に係る通達の一部改正について

平成 20 年 4 月 30 日

国土交通省航空局

技術部運航課

1. 背景

国土交通省航空局では、航空輸送の安全を確保するため、航空運送事業者に対し、航空機の運航に関する事項について運航規程を定めることを求め、これを認可する等の安全上の規制を設けております。このような規制に係る基準については、国際民間航空条約附属書に準拠し、また、諸外国の事例も参考としながら定めているところです。

今般、航空輸送のさらなる安全の向上を図るため、学識経験者から構成される「航空安全基準検討委員会」における審議を経て、我が国の航空運送事業の安全確保のための基準に係る通達について、国際的な技術基準を踏まえ所要の改正を行うこととしたものです。

2. 概要

(1) 非常口座席に座る者に関する要件

非常時における旅客の安全な脱出を援助するために非常口座席に座る者について、航空機乗組員及び客室乗務員の求めに応じた迅速な援助が可能な者であるよう求めることとします。

(2) 幼児の搭乗に関する要件

幼児の搭乗について、酸素マスクの装備数・装備位置に適した人数・着席位置であること、幼児用救命胴衣の装備数にあった人数であることを求めるとともに、座席数の25%以下に制限している従来の搭乗数制限を廃止することとします。

(3) その他

航空機に、事業許可証及び運航に関する仕様書の写しを搭載することを求めることとします。

3. スケジュール(予定)

適用:平成 21年 4 月